

私立学校教職員共済法施行規則第九条第五項第二号の規定に基づき文部科学大臣が定めるものを廃止する告示について

1. 現行告示の概要

私立学校教職員共済法（昭和 28 年法律第 245 号）第 25 条において準用する国家公務員共済組合法（昭和 33 年法律第 128 号）第 61 条の規定により、加入者等が出産した時は、出産費等として政令で定める金額を支給するとしており、私立学校教職員共済法施行令（昭和 28 年政令第 425 号）第 6 条において準用する国家公務員共済組合法施行令（昭和 33 年政令第 207 号）第 11 条の 3 の 7 の規定により 40.8 万円としている。

更に、当該額については、産科医療補償制度^(※¹)の保険料に相当する額（1.2 万円）を加算することとしている。

同制度の補償対象となる特定出産事故（私立学校教職員共済法施行令第 6 条において準用する国家公務員共済組合法施行令第 11 条の 3 の 7 第 1 号に規定する特定出産事故をいう。以下同じ。）の基準^(※²)を私立学校教職員共済法施行規則第 9 条第 5 項に規定しており、同項第 2 号の規定に基づき、私立学校教職員共済法施行規則第 9 条第 5 項第 2 号の規定に基づき文部科学大臣が定めるもの（平成 21 年文部科学省告示第 1 号）を定めている。

※ 1 分娩に関連して発症した重度脳性麻痺児とその家族の経済的負担を速やかに補償する等のための制度。

※ 2 特定出産事故の基準（私立学校教職員共済法施行規則第 9 条第 5 項）

- 一 体重が 1,400 グラム以上であり、かつ、在胎週数が 32 週以上であること。
- 二 前号に掲げるもののほか、在胎週数が 28 週以上であり、かつ、文部科学大臣が定めるものに該当すること。

2. 改正の内容

今般、令和 4 年 1 月 1 日から産科医療補償制度について補償対象基準等の見直しが行われることを踏まえ、私立学校教職員共済法施行規則及び私立学校教職員共済法施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令（令和 3 年 12 月公布予定）により、同制度の補償対象となる特定出産事故を定めた私立学校教職員共済法施行規則第 9 条第 5 項第 2 号を改正し、告示委任規定がなくなるため、本告示を廃止するもの。

3. 適用日等

告示日：令和 3 年 12 月 28 日

適用期日：令和 3 年 12 月 31 日